

原子炉施設及びその周辺住民の安全確保に関する協定書（抜粋）

（原子炉の設置、変更に関する協議）

第5条 乙は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第1項、又は第26条第1項の規定により原子炉施設の設置又は変更の承認を受けようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

ただし、軽微なものについては、この限りでない。

覚 書（抜粋）

第5条 協定書第5条ただし書に定める軽微なものとは、原子炉の型式、出力、基数、原子炉本体及び格納施設の構造、放射性廃棄物の廃棄施設の主な設備と能力、放射線管理施設の主な設備と測定項目、使用済燃料の処分の方法以外のものをいう。